

基本方針の構成のイメージ案
(休眠預金等活用法第 18 条第 2 項に規定)

- 1 休眠預金等交付金に係る資金の活用の意義及び目標
- 2 休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本的な事項について
- 3 休眠預金等交付金に係る資金の活用の目標を達成するために必要な民間公益活動促進業務に関する事項について
- 4 指定活用団体の指定の基準及び手続について
- 5 指定活用団体の作成する事業計画の認可の基準及び手続について
- 6 休眠預金等交付金に係る資金の活用の成果に係る評価の実施について
- 7 その他休眠預金等交付金に係る資金の活用に関し必要な事項について

【参考】

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律
(平成 28 年法律第 101 号) (抄)

(基本方針)

第十八条 内閣総理大臣は、第十六条の休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念にのっとり、休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 休眠預金等交付金に係る資金の活用の意義及び目標に関する事項
- 二 休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本的な事項
- 三 第一号の目標を達成するために必要な民間公益活動促進業務に関する事項
- 四 第二十条第一項の規定による指定の基準及び手続に関する事項
- 五 指定活用団体の作成する事業計画の認可の基準及び手続に関する事項
- 六 休眠預金等交付金に係る資金の活用の成果に係る評価の実施に関する事項
- 七 その他休眠預金等交付金に係る資金の活用に関し必要な事項

3～6 (略)